六　申請に係る事業が営農型太陽光発電である場合にあつては、農山漁村再エネ法第七条第一項の設備整備計画について同条第三項の認定の見込みがないこと。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

六　申請に係る事業が営農型太陽光発電である場合にあつては、次に掲げるときに該当すること。

イ　下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね二割以上減少するおそれ（当該市町村の区域内において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあつては、申請に際し添付した栽培実績書又は当該農作物を栽培する理由を記載した書類に記載された単収が見込まれないおそれ）があると認められる場合（法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合を除く。）

ロ　下部の農地の全部又は一部において営農が行われる見込みがない場合（法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合に限る。）

ハ　営農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地において生産される農作物の品質を著しく劣化させるおそれがあると認められる場合

ニ　都道府県知事等への毎年の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書が適切に提出されないおそれがあると認められる場合

ホ　営農型太陽光発電設備の角度、間隔等について、下部の農地において栽培される農作物の生育に必要な日照に影響を及ぼすおそれがある場合

ヘ　支柱の高さが地上から二メートル以上あることその他の下部の農地において農業機械等を効率的に利用できる等、耕作者が農作業を効率的に行うことができる空間を確保するための措置が講じられていない場合

（削る）

七　申請者が、法第五十一条第一項の規定による原状回復等の措置を現に命じられていること。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請）

第五十七条の四　（略）

2　法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第三十条第一号から第四号までに掲げる書類（同条第一号の書類については、法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。）

二～四　（略）

（削る）

五・六　（略）

（命令書の記載事項）

第九十九条　法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　第二号の履行期限までに正当な理由がなくて原状回復等の措置を講ずべき旨の命令に従わなかつたときは、法第五十一条第三項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を都道府県知事等（法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）が公表することがある旨

五　（略）

ト　申請者が、連系に係る契約を電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者と締結する見込みがない場合（申請に係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系するものに限る。）

チ　申請者が、法第五十一条第一項の規定による原状回復等の措置を現に命じられている場合

（新設）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請）

第五十七条の四　（略）

2　法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる書類（同項第一号の書類については、法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。）

二～四　（略）

五　第三十条第二項各号に掲げる書類（申請に係る事業が営農型太陽光発電を目的とする場合に限る。）

六・七　（略）

（命令書の記載事項）

第九十九条　法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　第二号の履行期限までに正当な理由がなくて原状回復等の措置を講ずべき旨の命令に従わなかつたときは、法第五十一条第三項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を都道府県知事等が公表することがある旨

五　（略）